

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防事業業務 企画提案競技実施要領

1 目的

「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防事業
- (2) 契約期間 契約の日から令和8年3月25日まで
- (3) 業務内容 「「自殺のない地域社会づくり」に向けた自殺予防事業業務仕様書」のとおり
- (4) 委託金額 11,059,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、受託候補者の選定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を受託候補者とする。

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者

又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

6 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年6月 6日 (金) |
| (2) 参加申込期限 | 令和7年6月16日 (月) 午後5時まで |
| (3) 質問締切 | 令和7年6月16日 (月) 午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月23日 (月) 午後5時まで |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年7月上旬予定 |

7 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を提出すること。

- (1) 提出先 下記17を参照
- (2) 提出期限 令和7年6月16日 (月) 午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール
※送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

8 企画提案競技に係る質問

企画提案競技について質問がある場合は、質問票（別紙様式2）を提出すること。

- (1) 提出先 下記17を参照
- (2) 提出期限 令和7年6月16日 (月) 午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メール
※送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
次の書類を6部（正本1部、写し5部）提出すること。

① 企画提案書

A4判の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に基づき企画案を提案すること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。

② 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。様式は任意とする。

③ 誓約書（別紙様式3）

④ 会社概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

⑤ **業務実施体制（職員配置等）及び業務実施スケジュールに関する資料**

提案した内容の実施体制や実施時期、準備期間等が分かる資料を添付すること。

⑥ **過去の類似業務実績に関する資料**

特に本事業と関連を有する特徴的・効果的な事業委託実績について、その概要が分かる資料があれば、添付すること（2例）

(2) **提出先** 下記17を参照

(3) **提出期限** 令和7年6月23日（月）午後5時まで（必着）

(4) **提出方法** 持参又は郵送

※郵送の場合にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

※郵送の場合であっても、上記（3）提出期限内必着であること。

10 審査項目等

審査項目及び審査内容、配点等については別表のとおり。

11 選定方法

提出された企画提案書等について総合的に審査の上、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

企画提案書の提出状況等を踏まえ、必要に応じて、電話等でのヒアリングもしくは、プレゼンテーションを実施する場合がある。（日程等は別途通知する。）

12 審査の通知

令和7年7月上旬に文書で通知する。

13 契約について

(1) 受託候補者と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）

により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議し、前項に準じて契約を行う。。

(3) 委託料は精算払いとする。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 参加資格の欠格

当手続き中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

(1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

(2) 提案書を期限までに提出しないとき

- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

16 その他

(1) 著作権について

業務委託に係る成果品等の検査合格後、成果品に用いられた映像、音声及び画像等の一切は宮崎県に帰属することとし、受託事業者等においては、著作者人格権を主張あるいは行使しないこと。

なお、制作会社及び出演者等への了解は、受託事業者においてあらかじめ得るものとするが、制作物の使用に当たって、期間や使用方法に制限が生じる場合には、事前に県と協議すること。

- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）による。

17 書類提出及び問合せ先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 近藤、持永
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-44-2660 FAX：0985-26-7326
E-mail：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

(別表)

審査項目		審査内容	配点		
1	テレビ、インターネット等を活用した広告等	①「ひなたのキズナ“声かけ”運動」の実践を呼びかけるとともに、一人で悩みを抱えている方に相談機関等への相談を促すような仕掛けを含んだ内容となっているか。また、効果的な発信媒体、発信時期が検討されており、高い費用対効果が見込まれる内容となっているか。	75	15	
	街頭キャンペーンの企画・実施運営	②啓発キャンペーン、啓発グッズの作成について、自殺予防への興味・関心を惹く内容となっているか。			10
	ワンストップ相談会(対面型)	③適切な運営管理が予定されているか。効果的・効率的な広報により十分な周知が見込まれる内容となっているか。			5
	オンラインワンストップ相談会	④適切な運営管理が予定されているか。効果的・効率的な広報により十分な周知が見込まれる内容となっているか。			5
	ポケット版「こころの電話帳」の作成・配布	⑤配布方法・配布場所について、ターゲットである中高年層に対する周知効果が見込まれる内容となっているか。			10
	新聞、雑誌等を活用した電話相談員募集の広報	⑥より多くの相談員の確保につながるよう、効果的な発信媒体、発信時期が検討されており、高い費用対効果が見込まれる内容となっているか。			10
	独自提案による企画の実施(児童・生徒向け啓発)	⑦事業目的を踏まえ、いのちの大切さや、一人で悩みを抱え込まず、誰かに相談することの大切さを伝える内容となっているか。			10
⑧児童・生徒の関心を高める仕掛けや工夫がなされ、興味及び関心を引く内容となっているか。		10			
2	運営体制	⑨効果的なスケジュール、業務実施可能な十分な人員と体制が確保できているか。	10	10	
3	経済性	⑩提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	15	5	
		⑪提案価格に優位性はあるか(1-提案金額/契約上限額)×配点。(※)		10	
合 計			100	100	

(※) 点数は小数点以下切り捨てとする。

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。
- (6) 評価点を3点未満とした項目については、その理由を記載する。

【評価基準】

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能